

Title	ドイツ農民戦争期における「神の法」思想について：学説史の整理
Sub Title	
Author	野々瀬, 浩司(Nonose, Koji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1991
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.61, No.1/2 (1991. 12) ,p.175- 189
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19911200-0175

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ドイツ農民戦争期における「神の法」思想について

— 学説史の整理 —

野々瀬 浩 司

(一) はじめに

ドイツ農民戦争を中世末期の農民蜂起と比較して、その規模の大きさを始めとした様々な点からその質的な相違を指摘する研究者が少なくない。しかも、その多くの人々が、両者を区別する際の重要なメルクマールの一つとして、農民戦争期の「神の法」思想を挙げている。⁽¹⁾従って、「神の法」思想の内実を探求することは、疑いなく農民戦争の全体像を知る上で極めて重要なプロセスなのである。故に、本稿はまず農民戦争期の「神の法」に関する研究史を、特にブリックレ説を軸にして整理し、彼の学説の抱える問題点を指摘しながら、その実態に迫る糸口を提示してみたいと思う。

ドイツ農民戦争期における「神の法」思想について

注

- (1) G. Franz, *Der Deutsche Bauernkrieg*, 10 Aufl. Darmstadt 1974, S.286. [寺尾誠／中村賢次郎／前間良爾／田中真造訳『ドイツ農民戦争』未来社、一九八九年、四〇八頁。以下 Franz, *Bauernkrieg* 『フランツ』『ドイツ農民戦争』と略。P. Blicke, *Die Revolution von 1525*, 2. Aufl. 1981, S.143. [前間／田中訳『一五二五年の革命』刀水書房、一九八七年、一二四頁。以下 Blicke, *Revolution* 『ブリックレ』『一五二五年の革命』と略。また、「神の法」特にブントシューのものに関する邦語文献として、岩野英夫「神の法のための闘争」〔同志社法学〕三〇の一、一九七八年)や瀬原義生「ドイツ農民戦争における『神の正義』思想の歴史的系譜」〔立命館史学〕一号、一九八〇年、一〇～三四頁)などがある。

(二) ブリツクレにおける「神の法」の理解

ブリツクレの見解においては、当時の農民運動を「古き法」のための闘いと「神の法」のための闘いとに分け、両者の関係を発展・段階的に捉えている点が最も特徴的である。⁽¹⁾つまり、彼によれば、「古き法」に基づく要求が行き詰まり、結局失敗してしまつたため、農民たちは「神の法」へとその根柢を切り替えたというのである。

「古き法」に関する彼の理解は、フランツ（前出(注)参照)のそれと非常に酷似しており、特に基本的性格を、領邦国家の形成と村落共同体の自治防衛という対決の縮図の中にみている点は、そのまま継承しているように思われる。ただしブリツクレは「古き法」の限界をフランツ以上に強調し、①その復古的性格、②地域的特殊性、③時代の変化への対応能力の欠如、④法的証明力の不足という四つの事実を指摘している。従つて、必然的に農民たちは自分たちの諸問題を解決するため、結局新しい選択を迫られたのである。

そして、農民たちはルターやツヴィングリの宗教改革などに触発されて、⁽²⁾一五二五年に「神の法」を発見して領主に抗して立ち上がり、その結果、蜂起は超領邦的性

格を獲得するに至つたのである。というのも、「神の法」によつて、①聖書から証明されるすべての要求が公布可能となり、②これまで農民と都市民との間を隔てていた身分上の障害が止揚され、③未来の社会秩序・支配秩序を原理として展開できたという三点において、潜在的な活力を与えたからである。⁽³⁾このような平民たちの「神の法」は、最初の間は、抗議を正当な要求として提出するのに役立つだけであつた。しかし、農民団の規模が大きくなり、他の農民団との間の接触が行なわれると、それは新しい社会の形成原理として用いられ、次第にその具体的な内容を持ち始めたのである。ブリツクレはそれを、共同体を基盤に身分制特有の権利・義務秩序の解体を目的とした「公益」と「キリスト教的兄弟愛」であると端的に表現している。具体的にそれは、大領邦地域ではラントシャフト型国制を持つた政治構想として現れ、他方、小領邦地域では共同体の連邦組織としての社団・同盟型国制という形態をもつたのである。このような国家構想は、彼によれば、封建制的支配秩序を共和制モデル(Kommunalismus)に取り替へることを目指し、まさしく革命的性格を内包していたというのである。

このブリツクレ説は、特に次の五つの点において、賛

否両論の論争の的となつていてと考へられる。すなわちそれは、①「神の法」の革命的な性格、ないしは超領邦的な運動との関係、②「神の法」が自然法であるか福音であるのか、③「神の法」と「古き法」との関係、④宗教改革との関係、⑤平民概念との関係である。以下ここでは、それぞれの争点についての代表的な見解を、ブリックレ以前のものをも含めて、検討してみたいと思う。

注

(1) Bickle, *Revolution*, S. 139. 「ブリックレ、前掲『一五二五年の革命』一一九頁参照」。

(2) ブリックレは、「神の法」を「福音の説教」や「宗教改革のパンフレット」から派生したものと考へている。彼によつて、当然、宗教改革の神学思想にも注目している。彼によつて、宗教改革者の神学は、三つのグループに、すなわち、①ルターを中心としたヴィッテンベルクの神学者たち、②ツヴィングリ、ブツァーを中心とする「キリスト教的人文主義者たち」、③ミュンツァーを中心とする「神霊の神学者たち」に分けられるというのである。このような類別にしたがつて、ブリックレは、上述の神学思想のうち特に②のグループの農民戦争への影響を強調している。(Bickle, *Revolution*, S. 237-244. 「ブリックレ、前掲『一五二五年の革命』二二二頁-二三〇頁」)。

(3) Bickle, *Revolution*, S. 147. 「ブリックレ、前掲『一五二五年の革命』一一八頁」。

ドイツ農民戦争期における「神の法」思想について

(三) 「神の法」の革命的な性格と超領邦的な運動との関係について

ドイツ農民戦争を革命とは考へず、単なるローカルな運動の集合体やそれに類するものと理解する研究者たちは、⁽¹⁾当然、ブリックレの「神の法」理解に対して異論を唱へている。例えば、スコットによれば、「神の法」というスローガンが蜂起の拡大や過激化にとつて必要であつたかどうかは疑わしいというのである。H・ブスチェロも指摘しているように、例えば、ケンプテン修道院領の反乱農民たちは、「神の正義」を自分たちの標語として掲げる以前に、すでに他の農民たちとの同盟を結んでおり、同様のことが、ボーデン湖農民団についても当てはまる。⁽²⁾つまり「神の法」を採用することが、必ずしも、超領邦的な運動へと導くとは限らず、むしろ逆にどちらかといえば、上シュヴァーベンやその他の地域では、そのような農民たちの同盟が、蜂起の集合の呼びかけとして「神の法」を普及させる前提を生み出したと結論づけたのである。ただこの問題に関しては、運動史的側面に着目したより詳細な地域研究を待たねば解決はしないだろうし、⁽³⁾またその際には、革命についての概念規

定自体も問題にしなければならぬのであろう。⁽⁴⁾従って、現在のところは私自身の結論を差し控えたい。

農民戦争を革命と考えるマルクス主義派のG・ギョータは、スコットらとは全く別の視点から「神の法」の革命的性格について疑問を提出している。⁽⁵⁾つまり彼によれば、封建国家には一つの法しかなく、それ以外の法は存在しえないのだから、「古き法」や「神の法」を求めること自体は、革命の目的ではないというのである。すなわち、封建国家の法であるレーエン法は、全体として支配階級の規範としての法であり、その階級の利害と意思とを表現したものに他ならず、従って農民戦争は法を求め、闘争ではなく、搾取された階級が、物質的な存在条件を根本的に変革しようとした不幸な試みなのである。しかし、彼のこの見解は経済関係のみを重視し、当時の人々の文化的特殊状況や法的政治的立場などをほとんど考慮していない点に大きな欠陥がある。

注

- (1) H. Buszello, *Der deutsche Bauernkrieg von 1525 als politische Bewegung*, Berlin 1969. 以下 Buszello, *Der deutsche Bauernkrieg*, 略す。T. Scott, "The Peasants' War: a Historiographical Review," *The Historical Journal* 22-3 (1979), S. 693-720; ebenda, 22-4 (1979), S.

953-974. 以下 Scott, "The Peasants' War," と略す。

(2) Buszello, *Der deutsche Bauernkrieg*, a. a. O., S. 55-56; Scott, "The Peasants' War," a. a. O., 22-3 (1979), S. 713.

(3) 邦語の論文でそのことについて、詳細に論じているものとして、島田勇「上シユヴァーベン農民戦争」(『西洋史学』一三〇号、一九八三年九月)がある。

(4) ブリックレの革命の理解に対して、青山孝氏は、かなり激しい批判を提出している。青山孝「ドイツ農民戦争研究の現状と課題」(『三田学界雑誌』七五の四、一九八二年)一六二頁—一六三頁参照。

(5) G. Günther, "Altes Recht, Göttliches Recht und Römisches Recht in der Zeit der Reformation und des Bauernkrieges," *Wissenschaftliche Zeitschrift des Universität Leipzig* 14 (1965).

(四) 「神の法」と自然法との問題

ブリックレは、その主著「一五二五年の革命」においては、「神の法」を福音と同一のものだとみている。しかし、この見解は、様々な研究者からの多くの批判を受け、後にそれに対して彼自身答えている。⁽¹⁾それでは、以下彼とは立場を異にする見解をまとめて紹介した上で、そのブリックレの反論についても言及してみたい。

まず、一九三九年に現れた「神の法」の古典的研究として、I・シユミットのもの⁽²⁾が挙げられる。彼女は、ま

ず一五二五年の農民戦争における「神の法」の概念に関して、①「神の法」が、民衆の真正で明白な法感覚に相応して、彼らにとって正しいと考えられた法であった段階と、②「神の法」と聖書（福音）を同一視した段階とに分けているが、ただし、②の段階への発展については、農民の思想変革や転換とは認めず、むしろ①の段階の法感覚に相応し満足を求めることの継続であったと述べ、余り高くは評価をしていない。つまり農民たちは、「神の法」を聖書からの引用によって、理解していたのではなく、ただ彼らが中世末以来持っていた自然法的感覚に基づいて自己の望みを掲げたのであり、おそらく聖書から引き出せなくとも、この願望を押し通そうとしたであろうと推測している。しかも、自分たちの感じた公正さのほとんど全てを「神の法」とみなし、それと同時に古き慣習への呼びかけも並存したのであり、大胆にも、「古き法は神の法でもあったのである」とさえ述べている。このシュミット説は、フランツ説において見られた「古き法」と「神の法」との明確な対照化をより厳密な考察から不鮮明にし、しかも、民衆における主観的意識と、本来の意味から内容上妥当する概念規定とを分けて表現している点は注目し値する。つまり、前者の意味か

らは、彼女の述べるところの第二段階においては、「神の法」は福音たりえたが、しかし、後者の意味からは、カトリックの伝統すら帯びた古来からの自然法的感覚に基づいて形成されたものであり、従って、「神の法」という概念自体を、伝統を越えた新しい変革思想だとは考へてはいない。しかも、宗教改革との関係においては、それが農民たちの中に長い間眠っていたものと呼び覚まし、民衆の主観的意識に対しては、若干の変化を与えこそすれ、根本に関わる決定的な影響を与えたとは見てはいないのである。

「神の法」を自然法的なものとしてみる考え方は、シュミット以来今日まで、延々とその命脈を保ってはいるが、それぞれ全く捉え方が異なっている。例えばベッカーの見解は、シュミットが「神の法」をトレルチの用語を用いて相対的自然法にちかいものと把握したのに対して、ゲルマンの起源を持つ「古き法」やカトリックの伝統的な自然法思想との関連性を否定し、それを宗教改革の説教から派生したがゆえに主意主義性を持った非合法で不当な成果であるとした点、大きく見解を異にしている。さらには、ブルマイスターにいたっては、ベッカーとは反対に「神の法」における司法上の要求のみを強調し、

その中に神学的な願望を全く認めていない⁽⁵⁾。つまり彼は、慣習法から制定法への移行の中で、徐々に成立しつつあった規範の統制 (Normenkontrolle) という意味での自然法としてそれを把握しているのである⁽⁶⁾。しかし、彼は、「神の法」の中に、前時代からの法概念の発展を強調する一方で、宗教改革との関係については、ほとんど言及せず、宗教改革者よりむしろローマ法の方にその影響を見ている点は、余りにも一面的な法理解のように思えてならない。つまり、「神の法」という名称の意味自体が、彼の見解では不明確にされてしまい、その政治的司法的側面を強調する余り、当時の民衆の特有の宗教的文化的要素が捨象されてしまっているのである。

自然法について論じたものは、他にも少なくないが、最後に、P・ビアブラウアーの研究『神の法と自然の伝統』⁽⁷⁾について紹介する。彼によれば、スコラの相対的自然法は、静的社会概念から出発して、「神の法」と実定法的な「古き法」とを一致させたものであり、従って、「領土の神の法から農民の神の法へと移り変わる過程は、相対的自然法を克服するプロセス、すなわち、教会の権威から解放されるプロセスであり、」⁽⁸⁾すでに中世後期からその萌芽がみられ、それゆえに、その絶対的自然法の

理念は、農民戦争へと流れ込んでいったというのである。つまり、「絶対的に拘束力のある神の法の理念自体、宗教改革以前にすでに農民社会の中で形成されており、神の法が宗教改革を起源とするという問題は、それによって否定された」⁽⁹⁾のである。彼もまたトレルチの自然法理解に基づいて、農民戦争期の「神の法」を相対的自然法と絶対的自然法の対抗とみている点が特徴的である。これは、相対的自然法を農民戦争期の「神の法」と見ているシュミットの見解と大きく異なっており、むしろ、それを福音とするブリックレ説の方に近いと考えられる。

このように、農民戦争期の「神の法」を自然法とする見解の批判を受けて、後にブリックレ自身その問題に関して言及している。彼は、福音と「神の法」との間の境界線は、非常に不鮮明だと述べたうえで、前者を魂の救いのために必要なもの、後者をこの世の生活のために必要なものと分けて定義している⁽¹⁰⁾。しかし、このことは事実上暗に「神の法」は自然法であることを認めたことを意味しないだろうか。しかも、当初のブリックレの理解は、農民の主観的意識と、そのもの自体が持つ本来的な意味に基づく概念規定とを分けずに叙述していたため、混乱が生じていたように思われる。その点を訂正しながら

ら、彼は以下のようにも述べている。「神の法は、農民たちが理解した限りでは、神によって聖書の中に啓示されたものであり、それはただ（神によって）明示され証明されねばならなかった。福音と法（*lex*）とは、厳密には、分離されることはなく、そして両者は、神の意思の二形態であり、原則として不可分なものである。なぜなら、この世における世界の救済は、来世における人間の救いと相応じるものだからである」と。⁽¹⁾

確かに、当時の人々の主観的意識の中では、ブリックレも述べているように、自然法と福音の概念上の区別というものは、おそらく明確になされていたとは考えにくい。というのも、学識のある知識人においてさえ、福音とは何か、自然法とは何かという問いに対して、説得的な答えを提示できる人は数少ないことを考えれば、そのような高等な概念規定を、民衆の主観的意識の中に求めること自体非常に困難であるように思われるからだ。それでは、農民戦争期の「神の法」は、人々の主観的意識ではなしに、それが持つ本来の意味内容から類推すると果たしてどう概念規定をすべきであろうか。結論からいえば、これはその本来の意味において「福音」ではない。そもそも聖書や福音というものは、人間の悩める心

を癒し、神によるその魂の救済を目的としたものであって、世俗の事柄に対しては、それ自体の解決を意図してはいないし、また、それをを用いて農奴制の廃棄を主張したり、共有地の問題などの社会や政治制度それ自体の改善を要求することは、神学や聖書に照らし合わせれば不可能である。というのも、福音とは、神によって信仰を与えられた結果、行うことを「許される」ものであって、人間が人間に対して「すべし」という当為の意味はそこには含まれていないからである。むしろその意味を含むものは、自然法であろう。

注

- (1) Blicke, *Gemeindereformation. Die Menschen des 16. Jahrhunderts auf dem Weg zum Heil*, München 1985. 以下 Blicke, *Gemeindereformation*, 2 略。Ders., "Das göttliche Recht der Bauern und die göttliche Gerechtigkeit der Reformation," *Archiv für Kulturgeschichte*, Bd. 68, Heft 2 (1986). 以下 Blicke, "Das göttliche Recht," 2 略。
- (2) Irmgard Schmidt, *Das göttliche Recht und seine Bedeutung im deutschen Bauernkrieg*, 1939.
- (3) Ebenda, S. 48.
- (4) W. Becker, "Göttliches Wort, Göttliches Recht, Göttliche Gerechtigkeit. Die Politisierung theologischer Begriffe?" in: Blicke (Hg.), *Revolution und Revolution in Europa (Historische Zeitschrift, Beiheft 4 NF)*, München

1975, S. 232-263. 以下 Becker, "Göttliches Wort." と略。

- (5) K. H. Burmeister, "Genossenschaftliche Rechtsfindung und herrschaftliche Rechtssetzung: Auf dem Weg zum Territorialstaat." in: Blicke (Hg.), *Der deutsche Bauernkrieg von 1525*, Darmstadt 1985. 以下 Burmeister, "Genossenschaftliche Rechtsfindung." と略。

- (6) ミッターイスは、自然法について以下のように述べている。「それは、最高の意味における法であります。それはあらゆる実定法の上に存在しており、実定法の基準、実定法の良心たるものであります。それは、法律の王たるものであり、諸規範の規範たるものであります。」

(林毅訳『自然法論』創文社、一〇頁)。

- (7) Peter Bierbauer, "Das göttliche Recht und die naturrechtliche Tradition." in: P. Blicke (Hg.), *Bauer, Reich und Reformation*, Stuttgart 1982. 彼の定義によれば、①自然法とは、既存の秩序を、合法化する強制力を持って、従属させるものであり、もし両者の一致がなされなかつたならば、既存の秩序の変革を命令するものである。②自然法とは、個人から生じたものではあるが、普遍的に有効する要求を持っている。それ故に、自然法思想の体系においては、根本的に平等原則が意図されている。(Ebenda, S. 217.)

- (8) Ebenda, S. 221.

- (9) Ebenda, S. 231.

- (10) Blicke, *Gemeinderformation*, a. a. O., S. 64; ders., "Das göttliche Recht," a. a. O., S. 354.

- (11) Ebenda, S. 358.

(五) 「神の法」と「古き法」との関係

「神の法」と「古き法」との関係に関しては、以下の三つの考え方に大きく分けられる。⁽¹⁾すなわち、①両者は農民戦争以前においても並存していた、②「古き法」から「神の法」へと正当化のための手段が変化したのであり、つまり両者には時間的段階的相違がある、③「神の法」とは、「古き法」にはかならず、両者を概念として区別すること自体が問題であるという考えの三つである。特に(1)で問題となるのは、農民戦争以前の「神の法」と農民戦争期の「古き法」の存在である。①のグループは、前者をブントシューやハンス・ベーハイムの乱の中に求め、後者の存在を農民たちの抗議書、特に「十二ヶ条」にまで認める研究者もいる。⁽²⁾ただし、この考えの難点として(1)なぜ農民戦争以前に、この二つの法思想が結合せずに並存していたのか、(2)農民戦争期にどの様な形で結合したのか、(3)宗教改革が「神の法」にどの様な質的変化を与えたのかなどの疑問に対して、明確な返答をしていない点が挙げられる。なぜなら、①のグループの理解に基づくと、宗教改革もしくは農民戦争前後を境にして、

合計四つ、もしくはは（それ以後の「古き法」の存在をもし認めないならば）三つのそれぞれ異なったケースの法思想を区別して定義しなくてはならず、そしてそのこと自体が非常に曖昧な形でなされてきたからだ。

しかし、②のグループの立場に立つと、その問題に関する限り、農民戦争以前の「古き法」と農民戦争期の「神の法」との間の相違を提示するだけで解決するため、①の解釈よりも論理的整合性が高く、より説得的である。けれども、この解釈に基づくと、ブントシューヤフス派に見られる「神の法」・「神の正義」への訴えの存在を無視または軽視し、あるいは農民戦争期の古き習慣を根拠にした要求すべてを、「神の法」の中に強引に包み込まざるをえなくなるという弱点を抱え込んでしまう。前者の問題に対しては、ブリックレ自身自説の補強のために、中世後期の「神の法」思想に対して、意味の一貫性の不足、聖書からの引用の欠如、それに地域的な相違などの諸点を挙げて、農民戦争期のそれと峻別している⁽³⁾。ただ、このような論拠で中世後期の「神の法」と農民戦争期の「神の法」との質的な断絶性を主張しえるのかどうかについては、まだ、若干の問題性を残している。というのも、同じ「神の法」という言葉とその内容が、最

後のブントシューヤから数えてわずか八年の間に豹変してしまつたとは、より説得的な説明がない限り、素直に同意するのは難しいからである。

さて、③のグループの理解の特徴として、中世末期と農民戦争期との間にある連続性をことさら強調し、その結果、「古き法」あるいは「神の法」という名称の変化の奥底にある両者の法感覚における共通性を、前面に押し出す点が挙げられる。特に、ニツパーダイとメルヒヤーは、二つの法概念の再検査の必要性を説き、「なぜなら、古き法も神聖だと受けとめられているからだ」と述べ、つまり、フランス説の持つ二つの法理解における弁証法に疑問を提出している⁽⁴⁾。しかし、この立場に立つと、明白に認められる両者の相違性（例えば、聖書の引用など）を説明する際に、非常に多くの困難をともなつてしまい、解釈自体が一面的で、最も説得力に乏しい。

注

(1) 上述の①のグループに属する研究者として、G・フランクツ、P・ピアブラウアー、G・フォグラ、W・ミューラーらが挙げられる。G・Vogel, "Der revolutionäre Gehalt und die räumliche Verbreitung der oberschwäbischen Zwölf Artikel," in: Blicke (Hg.), *Revolte und Revolution in Euro-*

- pa (*Historische Zeitschrift, Beiheft 4 NF*), München 1975, S. 206-231. フト Voger, "Zwölf Artikel," ㄱ. W. Mal-ler, "Wurzeln und Bedeutung des grundsätzlichen Widerstandes gegen die Leibeigenschaft im Bauernkrieg 1525", *Schriften des Vereins für Geschichte des Bodensees und seiner Umgebung* 93 (1975). ㉔のグループと㉕。フリック、F・L・ブウマン、H・ヴンダー、K・H・ブルマイスター、W・ベッカーが挙げられる。H. Wunder, "Altes Recht und göttliches Recht im Deutschen Bauernkrieg," *Zeitschrift für Agrargeschichte und Agrarsoziologie* 24 (1976), S. 54-66. フト Wunder, "Altes Recht," ㄱ. Becker, "Göttliches Wort," a. a. O.; Burmeister, "Genossenschaftliche Rechtsfindung," a. a. O.; F. L. Baumann, *Die Zwölf Artikel der oberbayerischen Bauern von 1525*, Kempten 1896. また、㉔のグループに属する研究者として、先述の I・シュミットその他、ニッパードイとメルヒャーが挙げられる。T. Nipperdey/P. Melcher, "Bauernkrieg," in: *Sozialsystem und Demokratische Gesellschaft. Ein vergleichende Enzyklopadie*, Freiburg 1966, S. 611-627. 以下 Nipperdey, "Bauernkrieg," ㄱ.略。
- (2) G・フォグラールによれば、「十二ヶ条」の要求は、一方は福音主義から、他方は社会的なものから派生してきたのであり、つまり「神の法」と「古き法」という二つの根拠が、並存しているというのである。従って、「十二ヶ条」の説得力は、二つの原則が結び付いていたことから生まれたというのである。(Voger, "Zwölf Artikel," a. a.

O., S. 220.)

(㉔) Blicke, "Das göttliche Recht," a. a. O., S. 368.

(4) Nipperdey, "Bauernkrieg," a. a. O., S. 623.

(六) 「神の法」思想と宗教改革との関係

このテーマに関しては、研究史を整理する際に、①農民戦争期の「神の法」は、果たして宗教改革を起源としているのか、あるいは②影響があるとすれば、一体誰の神学によるのかという二つの問題が重要になってくる。ただし前者に関しては、「古き法」との関係について論じた事柄と重なる部分が多いので、ここでは後者の問題についてのみ言及したいと思う。

この問題は主として、当時非常に有名であった三人の神学者、すなわち、ミュンシアール、ルター、ツヴィンゲリをめぐって繰り広げられた。ただし、それぞれが個性的な神学を持っており、それなりに当時の民衆に対して大きな影響力を持っていたと考えられるので、争点として、誰が最も大きく影響を及ぼしたかという問題が重要になってくるであろう。エンゲルスは、革命的党派の思想を分析し、特にその経済的利益に関する思想内容などから、農民戦争の目的をトマス・ミュンツァーの神学の

中に求めている⁽¹⁾。以来彼の階級区分をほぼそのままの形で継承しているマルクス主義の研究者が多く、スミールの⁽²⁾のように、急進派のものと穏健派のものとを分離して考え、前者をミュンツァーに、後者をツヴェイングリに求めるものもいる。しかし、このようなマルクス主義のミュンツァー説は、ほとんど説得力がないように思える。第一に、偉大な神学思想を、その文化的背景を余り考慮せず、単に階級的利害だけから特徴づけてしまうことは、余りにも一面的かつ機械的な把握であるように思われるからだ。第二に、ミュンツァー自身が持つ彼特有の神秘主義的終末論は、選ばれた人々によって構成され聖霊のみが支配する平等社会・共産制に基づく民主主義的神権政を志向しており、それは反乱の中心となった西南ドイツの農民たちの要求とは、特にその典型といわれる「十二ヶ条」とは、内容上決定的に異なっていることは明らかだからだ。従ってこの問題は、ルターとツヴェイングリのいずれかに限定されうるのではないだろうか。

現在の研究者の中でルターの影響を大と考える人は、数少ない。その中でも代表的な人物が、M・ブレヒトである⁽³⁾。彼の見解の特徴は、「十二ヶ条」の作者と目されている聖職者シャペラーとなめし皮職人ロツツァーの神

ドイツ農民戦争期における「神の法」思想について

学を分析し、その中にツヴェイングリよりもルターとの共通性を指摘していることにある⁽⁴⁾。彼によればシャペラーは、ルターの「キリスト者の自由」から深く影響を受けて、社会的な争いを具体的に克服しようとする自立的な意図を持っていたのであり、従って、「革命的な響きには欠けていた」というのである⁽⁵⁾。つまり、「ルター的な基盤にたつて、上シュヴァーベンの農民戦争に貢献をしたと思われる」のである⁽⁶⁾。しかし、シャペラーについてはほとんどの研究者が、ツヴェイングリとの個人的関係などからその弟子だと断定しており、前間良爾氏のように、スイス型ゲノツセンシャフトリヒな神学思想として、彼の中に能動的な抵抗権の響きをも認めている人すらいる⁽⁷⁾。

ロツツァーについても、ブレヒトの論拠には説得力に欠ける。ただし、ロツツァーにおいて問題となることは、世俗の権力に対する抵抗権に関して、見解の変化も認められるがゆえに、その評価が非常に微妙に分かれてくる点である。つまり、「ホルプ市民への救いの勧告」という文書では、権力が神に逆らうことを命じない限りは、生命・財産に関する権力への服従義務があると述べ、徹底した受動的な抵抗権しか認めておらず、むしろ殉教の勧めでもあったのに対し、「敬虔なるキリスト教的メミ

ンゲン民衆の弁明」という文書になると、神の言葉に反する権力こそ反乱の原因であり、権力への抵抗は暴力を用いない範囲で正当とされてしまうのである⁽⁸⁾。従って、ブレヒトの指摘が成立するためには、ルター主義的福音の解釈に、神に反する官吏への抵抗の正当性を含ませる⁽⁹⁾か、ロツツァーの抵抗思想に上述のような正当性の解釈を認めさせないかのどちらかである。ただし、ロツツァーをツヴィングリ主義的だと断定し、共同体を基盤とした革命のイデオログだとまでは明言できないと思う。というのも、ツヴィングリ、ロツツァー、農民たちという三者を、教育その他の文化的な背景からくる彼らの聖書の認識の相違を考慮すれば、神学、法理解、政治思想において全く同一なものとは考えにくいし、ロツツァーの文書には反乱農民とは一線を画するよう平和的色彩が多分に感じられるからだ。

従って、このルターかツヴィングリかという問題に関しては、神学思想的な視点だけでなく、どの様な文化階層が彼らの神学を理解し得たのか、その階層は反乱のない手やその「神の法」思想とどの様に結び付いていたのか、という社会史的な問題からも出発する必要があるだろう。

注

- (1) エンゲルス『ドイツ農民戦争』伊藤訳(大月書店)。
- (2) M. M. Smirin, *Die Volksreformation des Thomas Mintzer und der große Bauernkrieg*, Berlin 1952.
- (3) M. Brecht, "Der theologische Hintergrund der Zwölf Artikel," *Zeitschrift für Kirchengeschichte* 85 (1974). 以下 Brecht, "Zwölf Artikel," と略。
- (4) ロツツァーやシャペラーを扱ったものは、このブレヒトの論文の他に、P. A. Russell, *Lay Theology in the Reformation*, Cambridge 1986. をはじめとして多数あり、邦語文献では、前掲良爾「メミンゲンの宗教改革——農民戦争との関係において——」(中村賢次郎・倉塚平編『宗教改革と都市』刀水書房、一九八三年)がある。以下前掲「メミンゲンの宗教改革」と略す。
- (5) Brecht, "Zwölf Artikel," a. a. O., S. 53.
- (6) Ebenda, S. 44.
- (7) 前掲、前掲「メミンゲンの宗教改革」一四九頁参照。
- (8) A. Goetze (Hg.), *Sebastian Lotzers Schriften*, Leipzig 1902, S. 82-86.
- (9) このようにヴンダーはブレヒトを解釈している。Wunder, "Altes Recht," a. a. O., S. 62; Brecht, "Zwölf Artikel," a. a. O., S. 57.

(七) 平民の概念との関係

ブリックレの「神の法」理解の特徴として、その運動

の担い手と彼が考えている「平民 (Gemeiner Mann)」の中で一つの共通の「神の法」の観念があった、あるいは、彼らは「集合理性」を共有していたとまで考えている。ここでは、彼の平民概念自体をめぐる諸問題、つまり、彼の平民の定義は果たして正しいのか、あるいは、本当に農民戦争は、ブリックレが平民と考えていた社会階層によって担われていたのかなどの問題については議論を避け、一応それがブリックレ説のように成り立つことを前提として論じてみたい。

ブリックレが、「平民」という言葉を使うとき、統治者の対極として用いられており、すなわちそれは、農民、領邦都市の市民、帝国都市の市参事会に参加資格のない市民、そして、鋤夫を意味している⁽¹⁾。しかし、この定義にそのまま従うと、極めて多様な文化階層を含んでしまうことになり、果たして平民の中で共通で統一的な「神の法」概念なるものが存在しえたのか、あるいは、農民戦争自体が非常に広範な文化地域にまで及んでいた事実を考慮すると、その地域差がどの程度まであったのかなどの疑問が生じるのである。

まず、文化階層の問題に関してだが、民衆文化と宗教改革の研究に従事しているスクリブナー⁽²⁾によると、一六

ドイツ農民戦争期における「神の法」思想について

世紀ドイツの宗教改革は、印刷文化の多大なる影響を受けてなされてはいるものの、当時の文盲率などを考慮すれば⁽³⁾、主としてそれは文字文化よりも、挿絵や版画などが入ったパンフレットによる普及の方が貢献が大きく、民衆たちはむしろ視覚的なイメージで宗教改革の神学を考えていたという。つまり、パンフレッターたちがルターやツヴィンギリなどの教義内容や敵対陣営の誹謗等を、民衆に分かりやすくあるいは民衆の理解できる様式にあわせて表現したものが、民衆の中に広まって行ったのであり、エリートのおフィシャルな文化とは違った世界がそこにもまた広がっていたのである⁽⁴⁾。またフォグラールが指摘していることだが、農民戦争の指導者たちの中でも文盲のものが多くいたため、「十二ヶ条」は、大きな集会などで朗読されて伝播していったという⁽⁵⁾。私はここに一つの推論を提唱したい。大きく分けて文字の読める人々とそうでない人々との間では、「神の法」の内容も決定的に異なつたのではないかと。例えば、文盲の人々が、神学的には極めて複雑な問題を含みあれほど長い文章で綴られてる「十二ヶ条」を、果たしてその字面が持つ本来の意味での政治宣言として理解していたのであろうかと思うのである。おそらく長い間その朗読を聞

かされながら、その内容の多くを聞き漏らしていたに違いない。従つて、本当にブリックレが考えたような政治構想を、全ての平民たちが共通に保有していたとは考えにくいのである。つまり、「神の法」という言葉自体が非常に多様に受け取られていた可能性が高いと思うのである。

私は、文化階層だけでなく、地域文化の違いによつても、「神の法」という言葉は異なつて理解されていたのではないかと推定している。ブリックレ説に立つと、その地域的違いは、文化よりも国制つまり、大領邦制か小領邦分裂地帯かという政治制度上の違いからしか説明されていかない。確かに、そのような国制上の相違は明確に認められ、それ自体が非常に大きなメルクマールであることは否定できないが、しかし、ただそれだけでは十分な感は否めない。しかも、彼の研究の中心である西南ドイツだけでなく、共同体的な基盤の異なつた東北ドイツ地方の「神の法」研究もこれから必要になると思われるのである。

注

(1) Bickle, *Revolution*, S. S. 195. 「ブリックレ、前掲『一五二五年の革命』一七五頁」。

(2) R. W. Scribner, *Popular Culture and Popular Movements in Reformation Germany*, London 1987; ders., *For the Sake of Simple Folk* (Cambridge, 1981). 以下 Scribner, *Simple Folk* と略す。

(3) 九五%という説もあるが、もっと低いという説もある。(E・L・アイゼンシュテイン『印刷革命』別宮貞徳監訳、みすず書房、一九八七年、二六頁)。

(4) Scribner, *Simple Folk*, a. a. O., S. 68.

(5) Voger, "Zwölf Artikel," a. a. O., S. 226.

(八) おわりに

以上挙げた五つの問題点は、「神の法」の実態により一層迫る際に、当然考慮に入れるべき重要な視点であるように思われる。実際今までの「神の法」研究は、その対象が余りにも漠然としていて、見方によつてはどのようにもその解釈の多様性を許すようなものであるが故に、それぞれの研究者がその全く異なつた一面を指摘し続け、議論が余りかみあつていかなかった感は否定できない。それに対してブリックレが、豊富な実証研究に基づいて最も体系的総合的な視点からそれを分析したことは、非常に高く評価しうるのではないだろうか。ただ、「神の法」という本来非合理的な文化的な諸背景に根ざした実態を、

政治的経済的な用語を用いて合理的なカテゴリーに当てはめようとすること自体に多分に無理を含んでいる。今後我々が進むべき方法の一つとして、そのようなカテゴリーから抜け落ちてしまった歴史の実態⁽¹⁾を、さらなる実証研究を基にして明らかにすることではないだろうか。

注

(1) 最近に翻訳された Blickle, *Die Reformation im Reich*, 2. überarbeitete und erweiterte Auflage, Stuttgart 1991 [田中／増本訳『ドイツの宗教改革』教文館、一九九一年] では、第一版のものよりも、豊富な宗教改革研究の業績を取り入れ、そのような不足点を埋めようという意図が見られる。